

公 示

自家用自動車有償貸渡許可申請事案の処理方針について

	平成18年	4月	1日	公示第	1号
一部改正	平成18年	9月	29日	公示第	16-2号
一部改正	平成30年	3月	30日	公示第	10号
一部改正	令和元年	7月	1日	公示第	2号

自家用自動車の有償貸渡しを業とする者（以下「貸渡人」という。）の許可申請事案の処理は道路運送法第80条第1項及び同法施行規則第52条の規定に基づいて行うほか、下記により処理することとしたので公示する。

平成18年4月1日

北陸信越運輸局新潟運輸支局長 若林 勝廣

記

1. 許可基準について

許可は、次の点について審査のうえ行う。

- ① 申請者及びその役員が、次に定める欠格事由に該当しないこと。
 - ア 許可を受けようとする者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。
 - イ 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者であるとき。
 - ウ 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者であるとき。
 - エ 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者であるとき。
 - オ 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前記アからエのいずれかに該当する者であるとき。
 - カ 許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）が前記アからオのいずれかに該当する者であるとき。

- ② 申請者及びその役員が、申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けているものではないこと。
- ③ 貸渡自動車は、事故を起こした場合に備えて、十分な補償を行いうる次に定める自動車保険に加入するものであること。
- | | | |
|---------|------|-----------|
| ア 対人保険 | 1人当り | 8,000万円以上 |
| イ 対物保険 | 1件当り | 200万円以上 |
| ウ 搭乗者保険 | 1人当り | 500万円以上 |

2. 許可に対する条件

許可は、次の例により条件を付する。

- (1) 次に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出ること。
- | | |
|---|----------------|
| ア | 貸渡人の氏名又は名称及び住所 |
| イ | 法人の役員 |
| ウ | 貸渡料金及び貸渡約款 |
| エ | 貸渡しの廃止 |
- (2) 貸渡自動車の増車若しくは代替（配置事務所別車種別の車両数の変更を伴う場合に限る。以下同じ。）又は事務所の名称若しくは所在地の変更をしようとする者は、あらかじめ、当該貸渡自動車の車種別の数、配置事務所等又は変更後の事務所の名称若しくは所在地を当該車両の配置事務所又は当該事務所の所在地を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長に主たる事務所に係る許可証の写し（当該運輸支局長の許可を受けている場合を除く。）を添えて、届け出ること。
なお、貸渡自動車の車種は以下の車種区分によることとする。
- | | |
|---|--|
| ① | 自家用乗用車 |
| ② | 自家用マイクロバス（乗車定員29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両に限る。） |
| ③ | 自家用トラック |
| ④ | 特種用途自動車 |
| ⑤ | 二輪車 |
- (3) 自家用バス（乗車定員30人以上又は車両長が7mを超える車両に限る。）及び霊柩車の貸渡しを行ってはならない。
- (4) 自家用マイクロバス（乗車定員が29人以下であり、かつ車両長が7m以下の車両に限る。）の貸渡しを行う場合は、4. の要件を満たさなければならない。
- (5) レンタカー型カーシェアリング（道路運送法第80条第1項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸渡すことをいう。以下同じ。）を環境に配慮した車両を使用して行おうとする場合は、あらかじめ、当該貸渡自動車の配置事務所の所在地を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出るところ。この場合において、対象となる貸渡自動車等は以下のとおりとする。
- | | |
|---|--|
| ① | 想定される車両 |
| | ・天然ガス自動車（CNG自動車） |
| | ・電気自動車 |
| | ・ハイブリッド車 |
| | ・メタノール自動車 |
| | ・低燃費かつ低排出認定車 |
| | ・アイドリング・ストップ車 |
| ② | ①に例示する車両を使用しない場合においては、アイドリングストップの励行等エコドライブについて会員に研修・啓蒙を行う計画を作成・実施すること。 |
- (6) 「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成16年3月16日付け国自旅第234号）により運転者に係る情報提供を行うほか、貸渡しに附随した運転者の労務供給（運転者の紹介及びあっせんを含む。）を行ってはならず、その旨を事務所において公衆の見やすいように掲示すること。

- (7) 自動車の貸渡しのため、自己の名義を他人に利用させてはならない。
- (8) 貸渡料金及び貸渡約款は、事務所において公衆の見やすいように掲示すること。
- (9) 貸渡自動車はその配置事務所に存するか、それ以外の事務所に一時的に存するかにかかわらず、当該配置事務所において貸渡し状況、整備状況等車両の状況を把握し、適確な管理を実施すること。
 なお、(5)のレンタカー型カーシェアリングを行う場合であって、IT等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況を適確に把握することが可能であると認められるときには、この限りでない。
- (10) 別記1の事項を記載する貸渡簿を備え、貸渡しの状況を的確に記録するとともに、少なくとも2年間以上保存すること。
- (11) レンタカー型カーシェアリングの場合を除き、借受人には、別記2の事項を記載した貸渡証を交付し、貸渡自動車の運転者にこれを携行するように指示しなければならない。
- (12) 前年の4月1日から3月31日までの期間に係る別紙「貸渡実績報告書」並びに前年度の6月30日、9月30日、12月31日及び3月31日における「事務所別車種別配置車両数一覧表」を毎年5月31日までに主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出すること。
- (13) 貸渡人が道路運送法、貨物自動車運送事業法及び道路運送車両法並びに本条件に違反したときは、貸渡自動車の貸渡しを停止させ、又は許可を取り消すことがある。

3. 申請手続き

- (1) 許可を受けようとする者は、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に対し、申請を行うものとする。
- (2) 許可の申請に際しては、自家用自動車貸渡許可申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。
 - ① 貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類
 - ② 会社登記簿謄本(個人にあつては住民票、新法人にあつては発起人名簿とする。)
 - ③ 申請者(法人にあつては役員、新法人にあつては発起人とする。)の欠格事由に該当しない旨の宣誓書
 - ④ 事務所別車種別配置車両数一覧表
 - ⑤ 以下に定める事項を記載した貸渡の実施計画
 - ア 自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制・計画
 - 1) 事務所ごとに配置する責任者
 - 2) 従業員への指導・研修の計画等
 - イ 自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡の実施方法
 - ウ その他貸渡しの適性化を図るための計画
 - 1) 保険の加入状況・加入計画
 - 2) 整備管理者(整備責任者)の配置計画等
 - ⑥ レンタカー型カーシェアリングを行うに当たっては、(2)①~⑤以外に次に掲げる書類を添付するものとする。
 - ア 当該貸渡自動車の車名及び型式
 - イ アの自動車の保管場所(デポジット)の所在地、配置図
 - ウ イの保管場所を管理する事務所の所在地
 - エ IT等の活用により行う車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握方法
 - オ 車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法
 - カ 会員規約又は契約書
 - キ 2.(5)②に規定する場合のアイドリングストップ励行等エコドライブ研修・啓蒙計画

4. 自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合についての特例

- (1) 自家用マイクロバスの貸渡しを行う者は、次の要件を満たす者に限ることとし、自家用マイクロバスの貸渡しを行おうとする者は、その7日前までに、車両毎に、その

旨を当該車両の配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出ること。

なお、既に自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者が当該届出を行う際には、原則として、直近2年間の事業における自家用マイクロバスの貸渡簿の写しを添付又は提示することとする。

- ① 現在、自家用マイクロバスの貸渡しを行っていない者にあつては、他車種でのレンタカー事業について、2年以上の経営実績を有し、かつ、届出前2年間において車両停止以上の処分を受けていないこと。
 - ② 既に、自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者にあつては、届出前2年間において車両停止以上の処分を受けていないこと。
- (2) 自家用マイクロバスの貸渡しに係る届出の提出先である運輸支局に対して、直近2年間に自家用マイクロバスの貸渡しに係る届出を行っている事業者において、直近2年間の届出の際に添付又は提示された自家用マイクロバスの貸渡簿の期間と今回の届出に必要な自家用マイクロバスの貸渡簿の期間が重複する場合にあつては、当該重複する期間に係る自家用マイクロバスの貸渡簿の写しの添付又は提示を省略することができる。

附 則

1. この処理方針は、平成18年4月1日以降に受理する申請から適用する。
2. 本処理方針による改正前の基準により既に許可を受けている者については、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長から最初に受けた許可を本処理方針による改正後の基準による許可とみなす。
3. 「自家用自動車有償貸渡許可申請事案の処理方針について」（平成16年6月1日付け公示第2号）は、平成18年3月31日限りで廃止する。

附 則（平成18年9月29日付け公示第16-2号で一部改正）

この公示は、平成18年10月2日以降に処分する申請から適用する。

附 則（平成30年3月30日付け公示第10号で一部改正）

この公示は平成30年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和元年7月1日付け公示第2号で一部改正）

この公示は令和元年7月1日以降に許可するものから適用するものとする。

〔別記1〕

貸渡簿（貸渡原票を綴ったものによって、貸渡簿に代えることができる。）の記載事項については、次のとおりとする。

- ア 借受人の氏名又は名称及び住所
- イ 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号
- ウ 貸渡自動車の登録番号又は車両番号
- エ 貸渡日時及び時間
- オ 貸渡事務所、返還事務所
- カ 運行区間又は行先及び利用者人数並びに使用目的（自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合に限る。）
- キ 走行キロ数
- ク 貸渡料金
- ケ 事故に関する事項

〔別記2〕

貸渡証の記載事項については、次のとおりとする。

- ア 借受人の氏名又は名称及び住所
- イ 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号
- ウ 貸渡自動車の登録番号又は車両番号
- エ 貸渡日時及び時間
- オ 貸渡事務所、返還事務所
- カ 貸渡人の氏名又は名称及び住所
- キ 次の遵守事項
 - （ア）「運行中必ず携帯し、警察官又は地方運輸局若しくは運輸支局の職員の請求があったときは、呈示しなければならない」旨の記載
 - （イ）「自動車の借受けに付随して、貸渡人から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む。）を受けることができない」旨の記載
 - （ウ）貸渡自動車に係る事故及び故障等が発生した場合の処置（処置方法、連絡先等）に関する記載
 - （エ）「貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検を借受人が実施することとなる」旨の記載